

## 【フランス】 オランド新大統領の政策課題

海外立法情報課・服部 有希

\* 2012年5月6日に大統領選挙が終了し、社会党のフランソワ・オランド前第一書記が現職のサルコジ大統領を破り、第5共和政第7代大統領となった。社会党大統領の誕生は、17年ぶりとなり、その政策が注目されている。

### 1 選挙結果と新内閣

フランスの大統領選挙では、第1回投票で過半数の票を獲得した者がいない場合、上位2名での第2回投票が実施される。今回は、2012年4月22日の第1回投票と5月6日の第2回投票の両方で、社会党（Parti socialiste : PS）のフランソワ・オランド（François Hollande）氏が、国民運動連合（Union pour un Mouvement Populaire : UMP）のニコラ・サルコジ氏を抑えて勝利した。得票率は、第1回投票がオランド氏 28.63%、サルコジ氏 27.18%、第2回投票がそれぞれ 51.63%、48.37%であった。

首相には、下院の社会党会派の長であったジャン＝マルク・エロー（Jean-Marc Ayrault）氏が就任し、社会党からミッテラン元大統領の下で首相を務めたローラン・ファビウス（Laurent Fabius）氏が外務大臣に選ばれた。また、他党からは、環境政党であるヨーロッパ・エコロジー＝緑の党（Europe Écologie Les Verts : EELV）代表のセシル・デュフロ（Cécile Duflot）氏など5名が入閣した。エロー内閣は、オランド大統領の公約どおり、フランス史上で初めて、閣僚が男女同数となった。

2012年6月には、国民議会（下院）の総選挙が実施され、社会党が単独過半数を得た。すでに元老院（上院）も左派が過半数を占めている。これにより、下院が最終議決権を有する法律の議決や、両院で同一の文言での議決が必要となる憲法改正において左派が有利となり、オランド大統領の政権基盤は、強固なものとなった。

### 2 政策課題

新大統領の政策課題は、大統領選で掲げられた①経済・財政の再建、②税制等における公平性の回復、③新世代への希望、④模範的な国家と国際的発言力の4つの柱に沿う60の選挙公約（注1）に基づく。新政権は、この公約をたたき台として、政策課題への取組みを開始している。本稿では、公約の内容を基に主な政策課題を紹介する。

#### (1) 経済・財政の再建

##### (i) 経済成長・生産・雇用

経済成長は、オランド大統領の第一の政策課題である。特に、中小企業の支援と国内産業の振興が中心に据えられている。中小企業支援策としては、中小企業や地域経済の発展に貢献する公営投資銀行の創設、新設の産業貯蓄口座（livret d'épargne

industrie) による中小企業への融資などが挙げられる。国内産業発展と雇用促進策としては、国内投資を優先する企業への公的支援、税の軽減措置等の実施し、その一方で、海外へ事業移転した企業に対して公的支援の返還を求める制度を確立する。このほかに、法人税率については、現行の 33.33% (一定の条件を満たす中小企業は 15%) から、大企業 35%、中小企業 30%、小規模企業 15% に改める予定である。

(ii) 銀行規制

銀行関係の政策としては、投資と雇用に資する事業の投機的な事業からの分離、タックス・ヘイブンでの営業の禁止、ストック・オプションの禁止、過剰なボーナスの制限、銀行の利益への 15% の増税、金融取引税の導入、欧州格付機関の創設、消費者金融の規制等が挙げられている。

(iii) 財政再建

2013 年までに財政赤字を対 GDP 比 3% まで削減し、2017 年までに財政均衡を達成する。このため、最富裕層及び大企業を対象とする税の減免措置を廃止し、290 億ユーロの税収増加を実現する。

(2) 公平性の回復

(i) 税制改革

税制改革として、社会保障の財源であり勤労所得及び資産に課税される一般社会保障負担税 (contribution sociale généralisée : CSG) を所得税と統合する。また、富裕層への課税強化案として、年 15 万ユーロ以上の所得に対する 45% の課税を新設すること、税の減免措置の上限額を年 1 万ユーロにすること、一定以上の資産に課される富裕税 (Impôt sur la fortune) の税率を引き上げること、相続税の控除額を子 1 人あたり 10 万ユーロに引き下げること、脱税対策を強化することなどがある。

(ii) 年金改革

年金の受給年齢は、2010 年に 60 歳から 62 歳に引き上げられた。ただし、過重労働に従事する者や 18 歳未満で働き始めた者には、60 歳での早期受給が認められている。今後、この早期受給対象者を拡大し、18 歳又は 19 歳から労働を開始した者で保険料納付期間 (41.5 年) の条件を満たしているものにも 60 歳からの受給を可能とする。

(iii) 労働における公平性を見直し

労働の公平性に関する政策としては、キャリアや給与面での男女平等を損なう企業に対する制裁を強化すること、国有企業の長の給与を主要国有企業の最低賃金の平均値の 20 倍を超えないように制限すること等が挙げられている。

(iv) 差別との闘い

雇用や住居に関する差別対策、同性カップルへの婚姻及び養子縁組の権利の付与、各法律における障害者への配慮、障害者雇用義務違反の企業等への罰則強化等がある。

(3) 新世代への希望

(i) 若年者及び高齢者を中心とする失業対策

失業対策として、15万人の雇用創出が掲げられ、就労支援機関である雇用局（*pôle emploi*）の強化や、若年者と高齢者の雇用を同時に創出する世代契約（*contrat de génération*）の創設が提案されている。世代契約は、若年者を無期雇用契約で雇用すると同時に、熟練被用者を若年者の指導担当者として定年まで雇用するという制度である。また、労働者の職業安定のために、株価上昇を狙った集団解雇を抑制する。このために、配当を払える企業や自社株買いを行なった企業については、集団解雇の解雇費用を引き上げ、このような解雇を受けた者には、裁判所に訴える権利を与える。

#### (ii) 教育の回復

教育関連の政策としては、5年間で6万人の教育関連の雇用創出が掲げられている。幼稚園（*école maternelle*）は、現在、3歳から6歳までの子を受け入れているが、3歳以下の子も受け入れられるようにする。資格を取得しないまま教育制度から離れてしまう若年者の数を現在の半分にする。職業教育コース及び技術教育コース（*filières d'enseignement professionnel et technologique*）を強化する。学校教育から離れた16歳から18歳までの若年者に、職業教育、実習、市民への奉仕活動である市民役務（*service civique*）等の機会を与える。高等教育の教養課程にあたる第1期教育課程（*premiers cycles*）を改革し、早期の専門化を避けるために、専門課程のあり方を見直す。大学と高等専門教育機関であるグランゼコール（*Grandes Écoles*）の間の交流を強化する。大学の自律性確保のための大学自由責任法（『外国の立法』247号, 2011.3, pp.30-53.参照）を改正し、より民主主義的な運営方法による大学の自治を保障する。

#### (iii) 環境・エネルギー政策

エネルギーについては、2025年までに原発の安全性確保及び原子力産業の刷新を実施し、電力生産における原子力の割合を75%から50%に引き下げ、再生可能エネルギーの利用を推進する。また、温室効果ガス削減の国際的取組みに従い、老朽化したフッセンハイム原発を閉鎖し、遅延しているフラマンヴィルでの新型原子炉（EPR）の建設を完了させる。さらに、水道、電気、ガスに新たな累進料金制を適用し、現行料金制ではエネルギーの安定供給を十分に受けられない800万人の者を救済する。

#### (iv) 文化の振興

文化政策としては、国家芸術教育計画を策定し、文化作品等の創作と頒布を支援し、あらゆる文化に触れる機会を確保する。具体的には、書籍の付加価値税（VAT：消費税に相当）の5.5%への引下げ、国立音楽センターの建設、パフォーミング・アーツに関する基本法の制定、違法ダウンロードを規制するHADOPI法（『外国の立法』250号, 2011.12, pp.104-144.参照）の改正が予定されている。

### (4) 模範的な国家と国際的発言力

#### (i) 政教分離

宗教に関しては、憲法を改正し、フランスを非宗教的国家と規定する憲法第1条第1項の次に、教会と国家の分離に関する1905年の法律（注2）に定める政教分離原則（*laïcité*）に関する条文を追加する。

(ii) 国家の公平性、議員の廉潔

大統領については、憲法第 67 条により任期中は刑事訴追の対象とならないなどの免責規定があるが、このような刑事的立場を見直す。また、元大統領が有する憲法院の構成員となる権利の廃止や、大統領、首相及び大臣の報酬の 30%カットが挙げられる。

議会に関する政策としては、議会の権限強化のために、国の最高ポストの任命に関する権限等を強化すること、議会の男女平等を推進するために、擁立候補に関し男女平等規定を遵守しない政党に対する財政的制裁を厳しくすること、汚職議員の被選挙権の欠格期間を 10 年にすること、国会議員の地方公選職の兼職禁止、下院選挙への部分的な比例制の導入、フランスに合法的に 5 年以上居住する外国人への地方選挙の投票権の付与などが挙げられる。

(iii) 民主主義の飛躍

地方行政に関しては、地方の民主主義の強化が挙げられ、特に、2010 年に創設された州議会議員が州内のいずれかの県の県議会議員を兼ねる地域議員 (conseiller territorial) 制度 (『外国の立法』246-2 号, 2011.2, pp.10-11.参照) を廃止し、従来どおりの州議会議員と県議会議員をそれぞれ選出する制度に戻す法改正を実施する。

労使関係では、労使双方に関わる法律を制定する場合には、必ず労使双方との協議を実施することとし、これを実現するために憲法を改正する。このほかに、大企業の取締役会 (conseils d'administration) 及び報酬委員会 (comité de rémunération) に被用者の代表が出席できるようにすることが挙げられる。

(iv) フランスの国際的な発言力と地位の向上

国際関係の政策としては、国際環境保護機構である世界環境機関 (Organisation mondiale de l'environnement) の創設の支持、アフガニスタンからの全軍撤退 (2012 年末を目途)、パレスチナ国家の国際的な承認の支持等が挙げられる。国防に関しては、フランスが保有する核抑止力を維持した上で、基本方針を定めるとしている。

### 3 大統領就任後の動向

上述の政策課題のうち、2012 年 6 月現在で、大統領及び閣僚の報酬の 30%カット及び年金受給年齢の 60 歳への一部引下げは、すでに決定された。また、労使双方に係る法律の制定のための社会協議会 (conférence sociale) の第 1 回が、7 月中旬までに開催されることが決定している。財政再建に向けては、財政状況に影響を与えるリスクの分析が会計検査院に依頼され、また、政府活動に関する複数年予算の枠組が今後決定される予定である。このほかに、公営投資銀行の創設、国有企業の長の報酬の制限及び教育に関する各種の措置については、閣議の議題に上がり、検討が開始された。

注(インターネット情報は、2012 年 6 月 21 日現在である。)

(1) Le Changement c'est maintenant, mes 60 engagements pour la France.

<<http://www.parti-socialiste.fr/dossier/le-projet-de-francois-hollande>>

(2) Loi du 9 décembre 1905 concernant la séparation des Eglises et de l'Etat